

質問第九五号

東京二〇二〇オリンピック観戦チケットの販売枚数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十二月五日

田 島 麻衣子

参議院議長 山東昭子 殿

東京二〇二〇オリンピック観戦チケットの販売枚数に関する質問主意書

第三十二回オリンピック競技大会（以下「東京二〇二〇オリンピック」という。）は来年七月二十四日から同年八月九日までの十七日間、日本の東京を中心に行われる競技大会である。スポーツ界のみならず社会、そして経済全体に与えるインパクトの大きさから、国内外の注目も高い。

この東京二〇二〇オリンピックに国民が有意義に参加する一つの方法は「観戦」であるが、この観戦チケットの販売枚数及び販売プロセスが必ずしも明らかでない。

本年五月に行われた第一次抽選及び八月の追加抽選では、三百五十万枚以上のチケットが販売されたと報道にある。加えて、組織委員会は、第二次抽選の申し込みを十一月十三日の未明から同月二十六日の午前十一時五十九分まで行うと発表した。本年十二月十八日に結果が発表される第二次抽選で販売されるチケットは、初めて販売の対象となる競技も含め、約百万枚とされている。

東京二〇二〇オリンピックの準備及び開催には多額の税金が投入され、また多くの政府関係者が東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に出向している。こうして多額の国民の税金を使い開催する以上、政府には、当大会のチケットの販売プロセス及び全体像またその詳細を国民に示す説明責任があると

考える。

よって、以下質問する。

一 今回の東京二〇二〇オリンピックの開催にあたり、販売されるチケットの総数、具体的には第一次抽選から競技終了日までに、国内外で販売されるチケット総数を明らかにされたい。

二 これまで本年五月の第一次抽選と八月の追加抽選で販売された三百五十万枚以上のチケットのうち、一般の国民、すなわち公式スポンサー及び関係企業・競技団体、大使館、旅行会社以外に渡ったチケットは何枚か。

三 本年十二月に結果発表される第二次抽選の対象となった約百万枚のうち、何枚が一般の国民、すなわち公式スポンサー及び関係企業・競技団体、大使館、旅行会社以外に販売される予定か。

四 来年一月一日から東京二〇二〇オリンピック終了までに販売されるチケットのうち、何パーセントが、公式スポンサー及び関係企業・競技団体、大使館、旅行会社に渡る予定か。

五 来年一月一日から東京二〇二〇オリンピック終了までに販売されるチケットのうち、何パーセントが一般の国民、すなわち公式スポンサー及び関係企業・競技団体、大使館、旅行会社以外に渡るのか。

六 東京二〇二〇オリンピック開催までに来年は何回の抽選販売を予定しているか。

七 今回の東京二〇二〇オリンピックの開催にあたり販売されるチケットの総数のうち、総理枠、官邸枠、及び議員枠として扱われているチケットはあるか。

右質問する。